

○深草町家キャンパスでの火気使用に関する内規

平成26年10月9日

(目的)

第1条 この内規は、深草町家キャンパス管理運営細則第12条第2項に基づき、深草町家キャンパス(以下「深草町家」という。)で火気を使用する際に必要な事項を定める。

(使用場所)

第2条 火気は、次の各号に掲げる場所でのみ使用すること。

- (1) はなれ(茶室)の炉
- (2) とおりにわの竈(かまど)

(遵守義務)

第3条 深草町家で火気を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に規定する場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 火気は、深草町家の管理者立会いの下で使用すること。
- (3) 本学が指定する燃料以外を使用しないこと。
- (4) 使用した燃料は全て燃やし尽くし、火が完全に消えたことを深草町家の管理者と共に確認すること。
- (5) 火傷に十分注意すること。
- (6) その他この内規に定める事項及び深草町家の管理者が指示する事項

(使用手続)

第4条 深草町家での火気使用に関する手続については、深草町家キャンパス管理運営細則第12条第2項の定めによる。

(火災の通報義務)

第5条 火気使用中に火災が発生した場合、使用者の代表は、緊急対応として必要な措置を施すと共に、深草町家キャンパス管理運営細則第13条に基づき、直ちに深草町家の管理者に通報しなければならない。

(事務処理)

第6条 この内規に関する事務は、REC事務部が行う。

付 則

この内規は、制定日(平成26年10月9日)から施行する。